

土壤の法律



日本の動き

土壤汚染対策法

何が「汚れた土」かを決める

重金属、VOC、農薬等が一定以上含まれていたり、溶け出す土を
「汚れた土：汚染土壤」と定めています。

重金属等

鉛、ひ素、水銀、セレン、カドミウム、ふつ素、ほう素、シアノ化合物、六価クロムが対象です。これらの一部は自然界にも存在します。

身近な用途

メッキ・半導体・ガラス・塗料・合金・電池などの材料

農薬類

有機リン化合物などの農薬と、昔の変圧器に含まれていたPCBのことです。

VOC

揮発性有機化合物、ベンゼンなどで、人工的に合成された化学物質です。

身近な用途

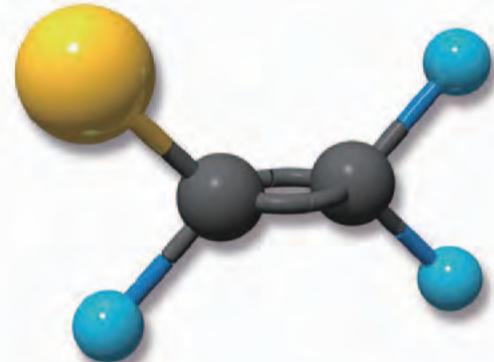
塗料の溶剤・ドライクリーニングの洗浄ワックスの材料など

新しい規制

クロロエチレン (VC)

平成29年4月1日より土壤汚染対策法の特定有害物質にクロロエチレンが追加されます。

物質名	クロロエチレン(通称: 塩化ビニルモノマー: VC)
区分	第一種特定有害物質
土壤溶出基準	0.002mg/L (第2溶出量基準 0.02mg/L)
地下水基準	0.002mg/L
※クロロエチレンは、テトラクロロエチレンやトリクロロエチレン等の分解生成物	



DOWA のサポート体制

DOWA エコシステムでは 新規の規制物質に対しても、豊富な処理メニューでお客様のニーズに合わせた対応が可能です。

場外処理



※クロロエチレンの特定有害物質の追加に合わせて、グループ会社の汚染土壤処理施設においても、クロロエチレン処理の許可を取得予定です。



薬剤注入状況

微生物活性剤「バイオエンゼル」

※バイオエンゼルはDOWAエコシステムと森永乳業の共同開発品です。

現地処理



DOWA 開発の鉄粉はクロロエチレンに対しても高い分解性能を持つことを確認しています。



微生物分解による VOC の分解経路

地下に供給された薬剤(基質)は土壤中に生息する様々な微生物によって分解・消費されます。その中で有機塩素化化合物(VOC)を分解する微生物と一緒に増殖し、VOC 分解が進行します。

DOWA 開発の微生物活性剤を用いることでクロロエチレンの分解まで進むことを確認しています。